

平成28年1月8日

各位

会 社 名 日本フイルコン株式会社 代表者名 代表取締役社長 名倉 宏之 (コード 5942 東証第1部) 問合せ先 取締役 管理・経営企画管掌 兼管理本部長兼経営企画室長 齋藤 芳治

(TEL 042-377-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年2月24日開催予定の第116回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務 執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認め られたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよ う、現行定款第 29 条および第 38 条の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(社外監査役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

変 更 案

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成28年2月24日(水) 平成28年2月24日(水)

以 上